



報道関係各位	発信年月日	令和5年6月23日		
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
福祉部保険年金課 福祉部高齢福祉課	亀崎 芳江 尾山 貴子	主査兼国保係長 鈴木 一史 主査 篠原 紀子	(0836) 82-1177 (0836) 82-1172	
件名	国民健康保険料・介護保険料の賦課誤りについて			
内 容				
<p>他自治体において、国民健康保険料・介護保険料に賦課誤りがあったことを受けて、山陽小野田市においても、同様の事案がないか調査を行った結果、次のとおり過年度の賦課誤り事案が判明しました。</p> <p>1 概要</p> <p>平成27年4月1日施行の国民健康保険法及び介護保険法の改正により、平成27年度以後の国民健康保険料・介護保険料については、賦課決定の期限として、「保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においては、することができない。」とされました。</p> <p>しかしながら、「2年」の期限経過前にもかかわらず、賦課決定を行っていなかったものや「2年」の期限を過ぎて賦課決定を行っていたものが判明しました。</p> <p>原因としては、賦課期限の認識誤りにあり、システムでは判別できない事象において、適正な賦課決定を行っていなかったことによるものです。</p> <p>2 対象</p> <p>(1) 対象年度 平成27年度、平成29年度、平成30年度及び令和2年度</p> <p>(2) 対象人数 国民健康保険料 12世帯（還付1世帯、追加徴収11世帯） 介護保険料 6人（還付4人、追加徴収2人）</p> <p>(3) 対象金額 国民健康保険料 還付金額：40円 追加徴収合計：489,900円 介護保険料 還付金額合計：78,240円 追加徴収合計：29,220円</p> <p>3 今後の対応</p> <p>還付が発生する1世帯及び4人の方に対しては、返還手続を行います。なお、全ての対象者には、電話、訪問等により説明をしております。追加徴収が必要となる11世帯及び2人の方に対しては、国民健康保険料・介護保険料を賦課決定できる期間である2年を経過していることから、追加徴収は求めないこととします。</p> <p>なお、作業マニュアル及びチェック体制を見直し、再発防止に努めます。</p>				

FAX 発信者：山陽小野田市協創部シティセールス課
電話 (0836) 82-1148 FAX (0836) 83-9336